

平成28年 5月27日

平成30年 1月30日

令和 2年 2月27日

令和 3年 1月28日

障害者支援推進専門委員会議決

障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1. 相談体制（流れ図①）

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN室」という。）に相談する。相談を受けたIN室は、学生と面談を実施する。なお、学生との面談は、「面談責任者」および「面談対応者」（以下、「面談者等」という。）がおこなう。

2. 合理的配慮要望書の作成（流れ図②）

学生は、面談者等と面談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」および別紙「合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧」の必要事項を記入する。

面談者等は、学生に授業・試験・生活等に関する合理的配慮（以下、「配慮」という。）が必要であると判断する場合は、学生本人の希望・意向を確認し様式1に学期ごとの要望書の更新の必要性の有無を記入する。

- ・面談者等は、配慮内容を検討する際に、診断書、障害者手帳、心理検査等の結果、専門家の所見、過去の配慮実績などの資料を参考とする。
- ・学生本人が様式1を作成することが困難な場合は、保護者等が面談者等と相談しながら作成を代行できる。また、本人および保護者等が作成することが困難な場合は、本人と保護者等の同意の下、面談者等が様式1および別紙を作成することができる。
- ・面談者等が学生と授業担当教員等との早期の面談が必要であると判断した場合には、学生の同意の下に、要望書の提出前に面談者等は学生支援課を介して必要な情報を当該部局に提供することができる。

3. 合理的配慮要望書の提出（流れ図③）

様式1および別紙は学生本人が学生支援課に提出する。学生本人が提出することが困難な場合は、面談者等が提出を代行する。なお、面談者等は、様式1および別紙の電子データを学生支援課へ提供する。

4. 合理的配慮要望書の送付（流れ図④）

学生支援課は、要望書の宛先により各担当係へ要望書を送付する。要望書の送付は、電子ファイルにより、本学が提供するファイル共有システムを利用する。

5. 部局等における合理的配慮の協議（流れ図⑤）

各担当係は、科目実施班長、部局教務委員会等の修学上の配慮について協議を行う組織等に協議または検討を依頼する。監督責任者（部局長等）は協議内容等を踏まえて配慮内容を決定する。（⑤）

6. 配慮内容の通知（流れ図⑥⑦）

各担当係は、監督責任者名義で「合理的配慮依頼文（様式例2）」を作成する。この「合理的配慮依頼文」を、各担当係より担当教員へ送付するとともに、「合理的配慮依頼文」の写しを学生支援課およびIN室へ送付する（⑥）。また、各担当係は、監督責任者名義で「合理的配慮受付通知文（様式例3）」を作成し、学生へ送付する（⑦）。なお、「合理的配慮依頼文」および「合理的配慮受付通知文」については、様式例2および3を参考に、各部局において様式を定めることとする。

7. 建設的対話（流れ図⑧⑨⑩⑫）

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、様式例2への教員の回答、およびその結果を学生に通知することをもっておこなう（書面による建設的対話）。

担当教員は、各担当係から送付された様式例2をもとに、要望された配慮の実施可否等について検討し、検討結果の回答を様式例2へ記入して各担当係へ送付する（⑧）。その際、「要検討」および「実施不可能」とした場合は、その理由を記入する。各担当係は、教員の検討結果が記入された様式例2を学生、および学生支援課・IN室へ随時送付する（⑨）。

学生は、検討結果が記入された様式例2をもとに、要望した配慮が「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する（⑩⑫）。直に行う建設的対話については、様式1において学生が部局による調整を希望している場合は、学生が申請先部局の担当係に申し出ることとし、担当係は実施方法や日程等の調整を行い、同席し、対話の内容を記録する。

8. 配慮の実施（流れ図⑪⑫）

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、各担当係と協議する（⑪）。担当教員は、上記7.の建設的対話および⑪の協議等により、合意形成し配慮を実施する（⑫）。

9. 部局のみでの対応が困難な事案の報告相談(流れ図⑬⑭⑮⑯)

監督責任者は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）に相談する(⑬)。総括監督責任者は、学生支援課に指示等を行う（⑭）。学生支援課は、財務部、施設部等との連携を図り、配慮の実施に向けた調整等を行う。総括監督責任者は、障害者支援推進専門委員会に附議して対応について検討した後、決定した配慮内容等を監督責任者に通知する（⑮⑯）。

10. 決定された内容のモニタリング(流れ図⑰)

モニタリングは、e-ポートフォリオ上の情報等を用いて障害者支援推進専門委員会で行う。(⑰)

11. 不服申立

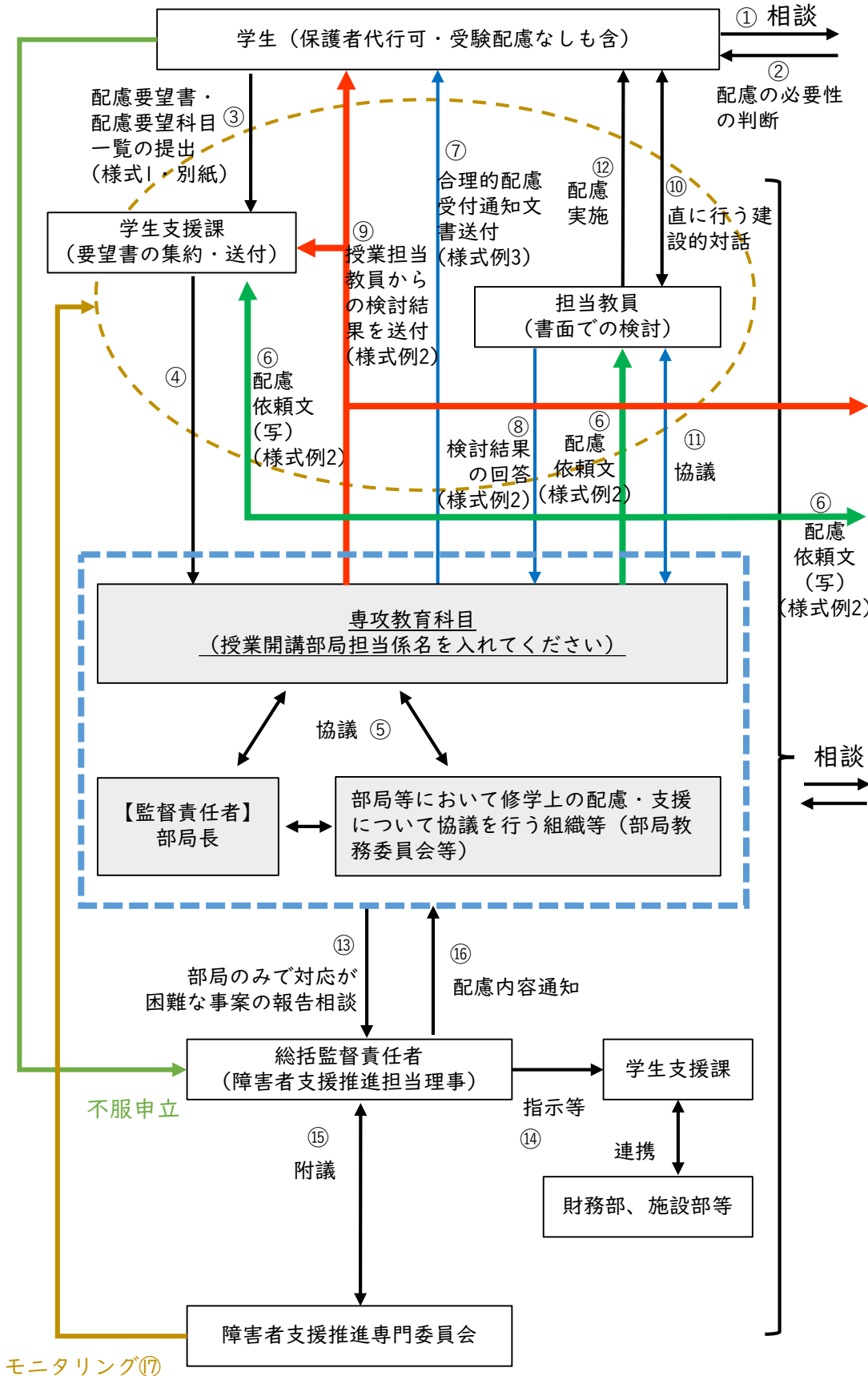
学生は、監督責任者が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

12. その他

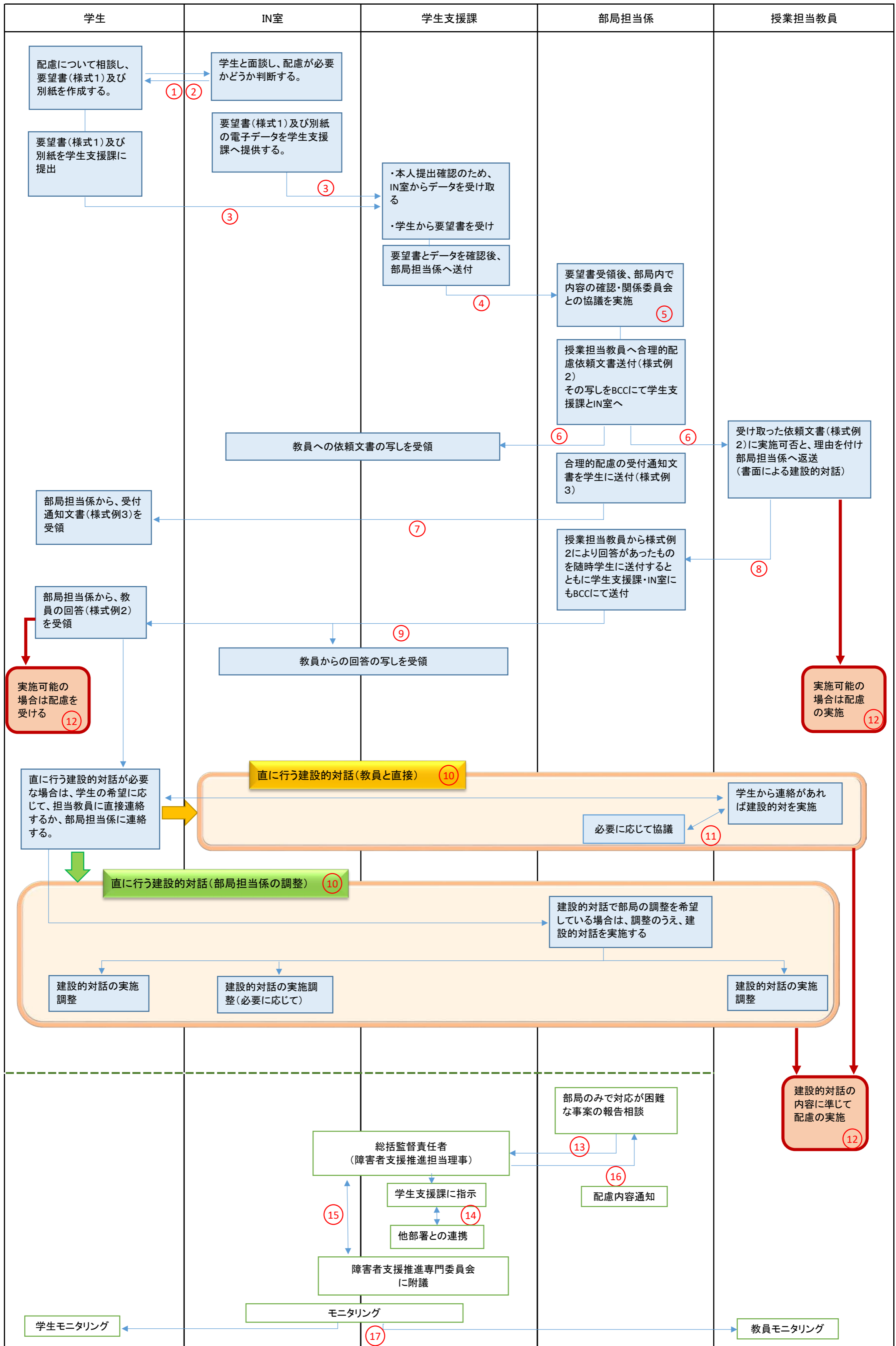
学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定および実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※IN室は、適宜、相談に応じるものとする。

<障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ>



「障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ」フロー図



※番号は「障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ」の番号を表す

※IN室は、適宜、相談に応じるものとする

長 殿

授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書

(この要望書はプライバシーに配慮し、厳正な管理のもとに保管します。)

私 _____ は、授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望について、下記のとおり、インクルージョン支援推進室と相談の上、作成いたしましたので、提出いたします。

1. 申請者の情報

所属：	学部/学府	学科/専攻
氏名：	学生番号：	
研究室名：	指導（担当）教員氏名：	
e-mailアドレス：	電話番号：	
障害の 카테고리	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 病弱・虚弱 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他	
障害（診断）名		
Diagnosis		
障害の根拠資料	<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 各種検査の結果 <input type="checkbox"/> 専門家の所見 <input type="checkbox"/> 高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料	
申請期間	<input type="checkbox"/> 在学期間中すべて <input type="checkbox"/> 一部の期間（ 年 月 ～ 年 月）	
e-ポートフォリオによる情報共有	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
上記連絡先への授業担当教員からの連絡	<input type="checkbox"/> 可 （ <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話 ）（連絡可能な方法にチェック） <input type="checkbox"/> 不可	

2. 生活上の必要な配慮および生じる困難

必要な配慮	生活上の困難

3-1. 修学上の配慮の実施にあたっての確認事項

配慮の具体的な実施方法等を検討する建設的対話は本書面にて行います。必要な配慮が実施不可能または要検討となった場合などは、メールや電話、面談等により追加で建設的対話を行います。

- ・ 配慮実施にあたって、他学生への露見について

他学生に露見してほしくない 他学生に露見してもかまわない

- ・ 配慮実施にあたって、必要時のTA(ティーチング アシスタント)への情報共有

希望する 希望しない

- ・ 実施不可能または要検討となった場合に追加でおこなう建設的対話の、部局による調整

(調整を希望しない場合は、自身で教員へ連絡を取って調整してください。)

希望する 希望しない

- ・ 追加の建設的対話の際に、面談対応者またはコーディネーターの同席

希望する 希望しない

3-2. 修学上の必要な配慮および生じる困難

必要な配慮	修学上の困難	担当教員記入欄					備考 (要検討、実施不可能等の理由)
		実施可能	実施機会なし	要検討	実施不可能		
対面・オンライン共通							
1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
対面							
2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
オンライン							
3		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※教員記入欄については記入しないこと

上記のとおり、確認いたしました。

別紙に記載の授業・試験について、ご高配のほど、よろしく願いいたします。

なお、この学生については学期ごとの要望書の更新が 必要です 必要ありません

面談責任者 インクルージョン支援推進室

面談対応者 インクルージョン支援推進室

(別紙)

令和 年 月 日

長 殿

合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧

氏名： _____

学生番号： _____

	授業科目名	開講学期	曜日・時限	担当教員氏名	※備考 (追加・削除等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※科目の追加や削除がある場合、備考欄にその旨記載します。

※要返送

(様式例2)

送付日： 令和 年 月 日

回答受理日： 令和 年 月 日

殿 (授業担当教員名)

長

授業・試験・生活等に関する合理的配慮について (依頼)

はじめに、この通知につきましては申請者のプライバシーに配慮し、厳正な管理のもとに保管いただきますようお願いいたします。

先生のご担当されている科目等におきまして、次の学生について、合理的配慮が必要と判断されましたのでご連絡いたします。

下記の情報をご確認いただき、「3-2. 修学上の必要な配慮および生じる困難」に記載の表に、を入力いただいた上で令和 年 月 日までに下記へご返送ください。その際は、本ファイルのパスワードを設定したままご返送ください。

また、配慮実施にあたっての準備は、必要に応じて教務担当係等との相談のうえで行われます。ご検討をよろしくお願い申し上げます。

返送先

XXXXXXXXXX教務係

E-mail:XXXXXXXXXX@XXXXkyushu-u.ac.jp

1. 申請者の情報

所属：	学部・学府	学科専攻
氏名：	学生番号：	
研究室名：	指導 (担当) 教員氏名：	
e-mailアドレス：	電話番号：	
障害の 카테고리	<input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 病弱・虚弱 <input type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他	
障害 (診断) 名		
Diagnosis		
障害の根拠資料	<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 各種検査の結果	
	<input type="checkbox"/> 専門家の所見 <input type="checkbox"/> 高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料	
上記連絡先への 授業担当教員からの連絡	<input type="checkbox"/> 可 (<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話) (連絡可能な方法にチェック) <input type="checkbox"/> 不可	

2.合理的配慮が申請された授業科目

「(別紙)合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧」のとおり

3-1. 修学上の配慮の実施にあたっての確認事項

合理的配慮の実施にあたって、学生は下記のとおり希望しています。

- ・ 配慮実施にあたって、他学生への露見について
 他学生に露見してほしくない 他学生に露見してもかまわない
- ・ 配慮実施にあたって、必要時のTA(ティーチング アシスタント)への情報共有
 希望する 希望しない
- ・ 実施不可能または要検討となった場合に追加でおこなう建設的対話の、部局による調整
(調整を希望しない場合は、自身で教員へ連絡を取って調整してください。)
 希望する 希望しない
- ・ 追加の建設的対話の際に、面接対応者またはコーディネーターの同席
 希望する 希望しない

3-2. 修学上の必要な配慮および生じる困難

配慮の具体的な実施方法等を検討する建設的対話は本書面にて行います。必要な配慮が実施不可能または要検討となった場合などは、メールや電話、面談等により追加で建設的対話を行います。

学生の修学上の困難および、必要な配慮についてお読みいただいたうえで、下記に従っての入力をお願いいたします(□にマウスポインターを合わせてクリックすることで、が入力されます)。

- ・ 要望されている配慮が実施可能な場合：「実施可能」へ
- ・ 実施する機会がない場合：「実施機会なし」へ ※¹
- ・ 配慮実施の方法等について検討が必要な場合：「要検討」へ ※²
- ・ 要望されている配慮の実施が不可能な場合：「実施不可能」へ ※²

※¹ 「実施機会なし」は、リスニングに関する配慮が要望されているが、リスニングを実施する予定がない場合や、レポート課題に関する配慮が要望されているがレポート課題を課す予定がない場合などに該当する

※² 「要検討」または「実施不可能」欄へを入力いただいた配慮内容については、備考欄にその理由を記載してください。学生がその結果を確認した上でもなお建設的対話を必要とする場合は、学生と教員で合意形成を得るための建設的対話をおこないます。建設的対話の方法等につきましては、部局の担当者、または学生本人から連絡がありますので、ご協力をお願いします。

必要な配慮	修学上の困難	担当教員記入欄					備考 (要検討、実施不可能等の理由)
		実施 可能	実施機会 なし	要検討	実施 不可能		
対面・オンライン共通							
1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
対面							
2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
オンライン							
3		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

平成28年に施行された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国立大学法人である本学では合理的配慮の提供は法的義務となります。

成績評価の際にはダブルスタンダードを設けるなどせず、あくまで評価方法の工夫により、同じ能力の習得を保障する必要があります。

【本件についての問い合わせ先】

担当部課

電話：092-802-

メール：

【配慮内容に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室

電話：092-802-5859

メール：inclusion@chc.kyushu-u.ac.jp

令和 年 月 日

殿（学生）

長

授業・試験・生活等に関する合理的配慮について（通知）

貴殿から要望のありました授業・試験・生活等に関する合理的配慮について、申請を受け付けました。授業担当教員へ別紙「授業・試験・生活等に関する合理的配慮について（依頼）」を送付していますので、回答が得られ次第、貴殿へ送付いたします。

「要検討」または「実施不可能」となった合理的配慮については、その理由を確認してください。その上で、建設的対話が必要となる場合は、追加の建設的対話を実施しますので、部局による調整を希望していた場合は担当係へ連絡してください。調整を希望していなかった場合は、自身で授業担当教員へ連絡を取り、合理的配慮の内容について相談してください。

【本件についての問い合わせ先】

担当部課教務係

電話：092-802-

メール：@kyushu-u.ac.jp